

守谷市立大野小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

平成 30 年 4 月 1 日改訂

いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、情報社会の進展により、新たないじめ問題が生じ、複雑化、潜在化しています。このような中、いじめ防止対策基本法が制定され、学校には、すべての教職員がいじめ問題について取り組むべき姿勢を再認識し、組織的に問題に取り組むことが求められています。いじめは絶対に許される行為ではありません。「いじめは絶対に許さない」という意識を、学校の全教育活動を通じて、教職員及び児童一人一人に対して徹底し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進していきたいと考えています。

そこで、「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定および「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「守谷市いじめ防止基本方針」に基付き、いじめの防止対策を推進するために、「大野小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本的な考え方について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して」当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

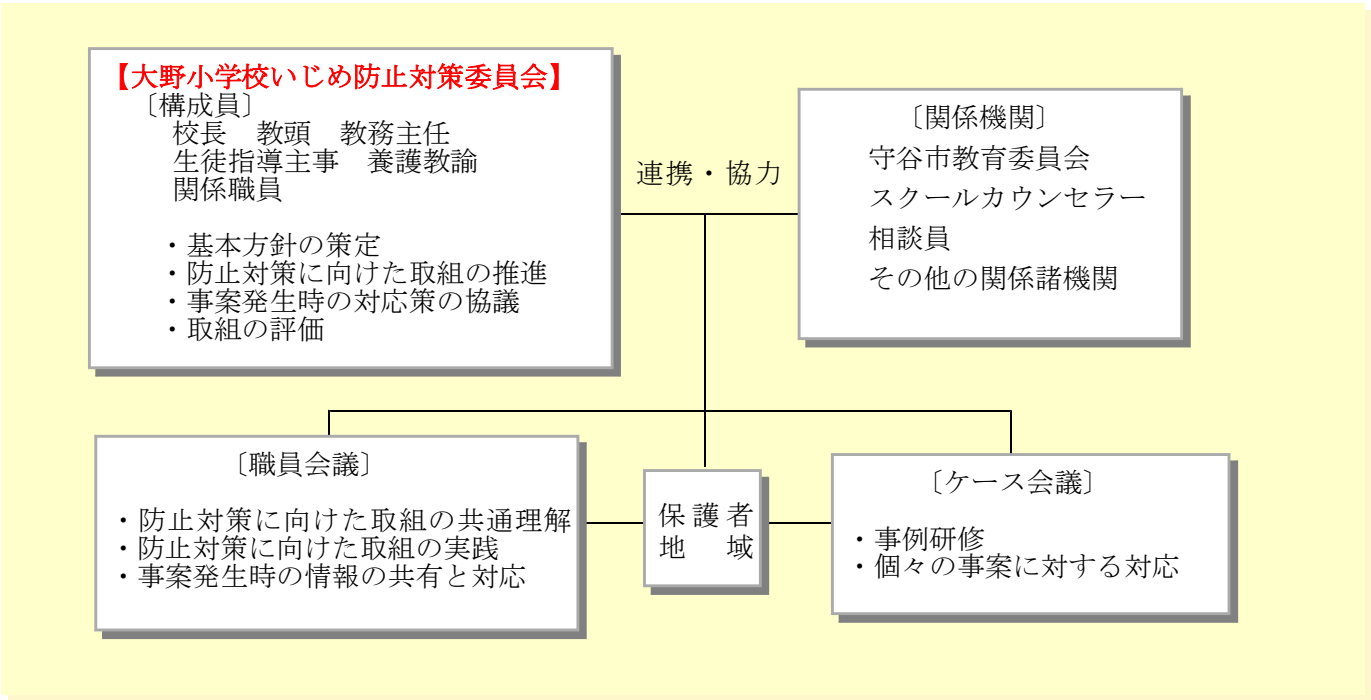
（いじめ防止対策推進法 第 2 条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許さない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、教職員及び児童一人一人に対し徹底します。
- ② いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- ③ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することにより、児童を徹底して守り通します。
- ④ 保護者や地域に正確な情報提供を行い、信頼確保に努めます。

2 いじめの防止・対策について

(1) 大野小学校は、全職員でいじめの防止・対策に取り組みます。



(2) 大野小学校は、具体的にいじめの防止・対策に取り組みます。

① いじめの未然防止に対する取組

- 分かる授業の展開と家庭学習の充実
 - ・きらめきプロジェクトの「学びのプラン」や「家庭学習の手引き」の積極的活用
 - ・スキルタイムによる基礎・基本の確かな定着
 - ・表現力を高めるため校内授業研修の充実
- 基本的な生活習慣の育成と人間関係づくり
 - ・あじみそ運動の推進と正しい言葉遣いの指導
 - ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングの実施
- 楽しく居場所のある学級づくりの推進
 - ・心の教育を目指し、体験との関連を図った「特別な教科 道徳」の授業の充実
 - ・多様な異学年交流（縦割り班活動・共同学習）の推進
 - ・地域人材との連携・協働による米作り体験などの体験学習の充実
- きらめきプロジェクトの保幼小中交流活動の充実
- 人権教室，情報モラル教室，防犯教室，生きる講演会の実施

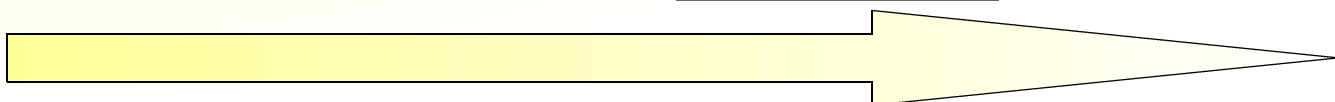
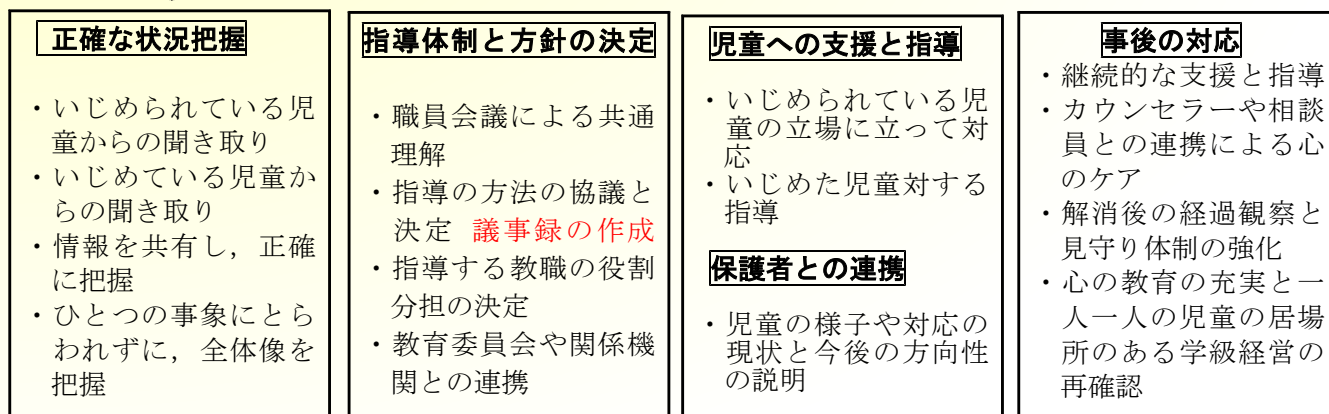
② いじめの早期発見に対する取組

- 日常生活から問題状況を把握（行動観察）
 - ・いじめが疑われる行為が見られたり，情報を聞いたりした場合は，いじめを受けていると思われる生徒と面接を行い，状況を管理職まで共有する。【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】
- いじめ調査の定期的な実施（学校生活アンケート調査）
 - ・学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。【抱え込みの禁止】
 - ・その日のうちに，いじめを訴えてきた生徒と面接を行い，保護者と共有する。【早期対応】
 - ・生徒と面接ができなくても，電話，家庭訪問等で必ず話を聞き，管理職まで共有する。【組織で対応】
- 保護者対象の学校生活アンケート調査
- いじめ相談体制の整備 生徒及び保護者のいじめに関わる相談（スクールカウンセラーの活用）
- いじめ防止等のための研修の充実
いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。いじめ防止等に関する対応について心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し，教職員のカウンセリング能力の向上を図る。また，教育委員会や市総合教育支援センターと連携し，教職員研修の充実を図る。

③ いじめ発生時の対応

いじめ情報のキャッチ

※直ちに管理職に報告し，いじめ防止対策委員会を開催する。
いじめられている児童を守り通す。



④ 重大事態発生時の対処

児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に報告し、関係機関と連携して指導にあたる。

生徒が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。

⑤ 記録及び保存

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

⑥ 学校内外の相談機関等の周知

学校、学年便り、生徒指導便り等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。

H29. 3 国のガイドライン改定に伴う見直し

・・・・平成29年8月31日（平成29年9月1日より施行）

〈いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（2017. 3）〉

H30. 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン再確認に伴ういじめ認知及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し

・・・・平成30年6月30日（平成30年7月2日より施行）

〈不登校重大事態に係る調査の指針（2016. 3）〉